

電子縦覧対象業務委託

令和 8 年度

現場調査あり

業務番号.....第 1530 号

.....青森環状野内線外道路台帳修正.....業務委託

特 記 仕 様 書

1. 設計図書に対して質問がある場合は、青森県東青県土整備事務所道路施設課あてに、質問書を入札執行日 5 日前の 12 時 00 分までに提出して下さい。
2. 回答書は入札執行日 3 日前の 12 時 00 分までに FAX で回答します。
(上記 1. 及び 2. の日数には、土日及び祝祭日は含みません。)
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。

【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

.....青森市 大字 四ツ石外 地内

青森県東青県土整備事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「用地調査等業務共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 9 年 3 月 20 日

第 3 条 打ち合わせ等

本業務における打ち合わせは、当初、成果品納入時とし、2 回とする。

第 4 条 測量作業計画

本業務における測量作業計画書は、当初打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 5 条 資料の貸与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

-・道路台帳データおよび各事業図面データ.....
-・別途協議による.....

第 6 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 7 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第 1 条 測量作業条件

測量作業条件は、下記のとおりとする。

1) 整 備

バイパス工事、橋梁の架橋位置の変更に伴う付替え及び線形改良等改良的要素が加えられた場合、または新規路線。

例：特改一種、B P 工事、凍雪害防止の一部の事業

※ 平面図（新規図面を作成）・公図調査・透写元本・付属物調査の修正と距離標設置が必要。山岳部においては、現況に応じて法面見取りコンタによる。ただし、見取りコンタについてはバックデュータを提出すること。

※ 基準点測量は基本的に修正延長 5 0 0 m 以上に計上

2) 補 正

~~現道に改良的要素が少なく部分的（局部、片側、路肩のみ等）に道路幅員の変化が生じた場合。~~

~~例：特改四種、交通安全施設、凍雪害防止の一部事業~~

~~※ 平面図（既存図面の補正）・公図調査・透写元本・付属物調査の修正と距離標設置が必要~~

~~※ 基準点測量は基本的に補正延長 5 0 0 m 以上に計上~~

3) 平面修正 A

現道に改良的要素加えられず舗装幅に変化が生じた場合。

例：用地買収を伴う防雪柵及び流雪溝等側溝整備事業

※ 平面図（側溝等道路施設の補正）

※ 公図調査（用地買収がない場合は未計上）

※ 透写元本（側溝等により道路幅員に変化が生じた場合計上）

※ 付属物調査

※ 基準点測量は未計上

4) 平面修正 B

~~現道幅員に変化がなく、沿道状況及び路肩幅に含まれない構造物、付属物等に変化が生じた場合。~~

~~例：用地買収等の伴わない防雪柵、側溝整備（蓋無し）等の事業~~

~~道路幅員に変化を伴わない災害防除事業~~

~~※ 平面図のみ修正する。~~

~~※ 基準点測量は未計上~~

第2条 UAV等を用いた測量

- 1 本業務は、生産性の向上や現地作業の安全性の向上等が期待できる場合、受注者からの発議による3次元点群測量の実施が可能である。
- 2 3次元点群測量の実施を希望する場合、業務成果の使用目的について調査職員と共有し、その目的に沿った手法及び仕様で実施しなければならない。
- 3 3次元点群測量の実施に伴う実施内容、対象範囲及び費用については、受発注者間の協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、青森県県土整備部、国土交通省及び国土地理院等が定める各種基準に基づく電子成果品を納品する。
- 5 受注者は、3次元点群測量に係る測量機器の操作については、再委託できるものとし、再委託を行う場合には、測量業務共通仕様書第29条第3項の規定により、発注者の承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、実施にあたりUAVを使用する場合は「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・最新版）に準拠して作業を行うものとし、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。
- 7 受発注者間の協議により路線測量又は河川測量の測量成果が必要となった場合、「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」（国土地理院・令和5年3月）に基づいて作成した「縦断面図データファイル」及び「横断面図データファイル」を納品するものとする。

第3条 BIM/CIMの活用について

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第4条 提出書類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

第5条 支給材料

本業務における支給材料は次のとおりである。

1. 品 名.....
2. 数 量.....
3. 品 質・品 等.....
4. 規 格・性 能.....
5. 引 渡 場 所.....
6. 引 渡 時 期.....
7. 使用方法場所.....

第6条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月 15 日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 3) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

＜整備企画課 HP＞<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- － 4) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。
なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 ＜整備企画課 HP＞

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書
 - (1) 電子媒体 (CD-ROM)1 部
 - (2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)1 部
2. その他
 - (1) 現地測量写真集部 (報告書電子媒体に含む)

測量業務に関する提出種類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	管 理 技 術 者 変 更 通 知 書	変 更 の 都 度	1	10 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	13 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)11 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	10 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	10 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	17 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	33 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	39 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	39 条

数量総括表

業務名	道路台帳修正				業 種 項 目	測量業務 道路台帳	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路台帳			式		1		
道路台帳作成			式		1		
道路台帳作成			式		1		
道路台帳作成			式		1		
共通			式		1		
共通			式		1		
打合せ等			式		1		
打合せ			業務		1		
直接経費			式		1		
直接経費			式		1		
電子成果品作成費			式		1		

数量総括表

業務名	道路台帳修正				業 種 項 目	測量業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
電子成果品作成費(測量)		式		1			
直接測量費		式		1			
間接測量費		式		1			
諸経費		式		1			
測量業務価格		式		1			

質 問 書 (全〇枚)

令和 年 月 日

青森県東青県土整備事務所長 殿

住所

氏 名

電話

FAX

工事（業務）番号 第1530号

工事（業務）名 青森環状野内線外道路台帳修正業務委託

[illegible]

*質問がない場合は、提出の必要はありません

※質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。

青森県東青県土整備事務所道路施設課(担当：大友)

電話 017-728-0247

Fax 017-728-0235

受 領 確 認 書

令和 年 月 日

青森県東青県土整備事務所長 殿

会社名

受領者氏名

電 話

FAX

工 事（業 務）番号 第 1 5 3 0 号

工 事（業 務）名 青森環状野内線外道路台帳修正業務委託

上記工事(業務)の回答書を受領しました。